

平成12年11月21日判決言渡，同日原本交付

裁判所書記官 C

平成11年(ワ)第9362号 損害賠償請求事件

(平成12年10月10日・口頭弁論終結)

判 決

大阪府貝塚市〇〇町

原告兼原告 X 5 法定代理人親権者父

X 1

同 所

原告兼原告 X 5 法定代理人親権者母

X 2

同 所

原 告 X 3

同 所

原 告 X 4

同 所

原 告 X 5

原告ら訴訟代理人弁護士

A 1

同

A 2

大阪府泉大津市〇〇町

被 告 Y 1

同 所

被 告 Y 2

被告ら訴訟代理人弁護士

B

大阪府貝塚市〇〇町

被 告 Y 3

主 文

一 被告らは，原告 X 1 及び原告 X 2 それぞれに対し、

連帯して2339万5772円及び内金2197万6870円に対する平成8年7月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

二 被告らは、原告X3、原告X4及び原告X5それぞれに対し、連帯して55万円及びこれに対する平成8年7月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

三 原告らのその余の請求を棄却する。

四 訴訟費用はこれを10分し、その7を原告らの、その余を被告らの負担とする。

五 この判決は第一項及び第二項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第一 請求

一 被告らは、原告X1及び原告X2（以下「X1」「X2」という。）それぞれに対し、連帯して7942万5636円及び内金7800万6734円に対する平成8年7月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

二 被告らは、原告X3、原告X4及び原告X5（以下「X3」「X4」「X5」という。）それぞれに対し、連帯して110万円及びこれに対する平成8年7月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

一 訴訟の対象

民法709条（交通事故，人身損害，物的損害），自賠法3条

二 争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実（争いのない事実には証拠を掲記しない。）

1 交通事故（以下「本件事故」という。）の発生

・ 発生日時・天候 平成8年7月14日（日曜日）午前

1時ころ（晴れ）

- ・ 発生場所 大阪府貝塚市〇〇町200番地先交差点（以下「本件交差点」という。）
- ・ 事故車1 普通乗用自動車（和泉××〇××××。以下「被告車」という。）
運転者 被告Y1（昭和42年10月22日生まれ、本件事故当時28歳）
- ・ 事故車2 原動機付き自転車（貝塚市×〇××。以下「Z車」という。）
運転者 Z（昭和54年7月19日生まれ、本件事故当時16歳。以下「Z」という。）
- ・ 事故態様 信号機のある本件交差点において、青色信号に従って西から東に進入してきたZ車に、赤信号を無視して北から南に向かい直進してきた被告車が衝突したもの

2 責任

- ・ 民法709条（甲4ないし14，48，56ないし60（枝番があるものは枝番を含む。））

被告Y1は、本件交差点において、対面信号が赤色であることを停止線の手前約38・9メートルの地点で認めたのであるから、交差点手前の停止位置で停止すべき注意義務があるにもかかわらず、これを怠り同交差点に時速約50キロメートルで進入したため、青色信号に従って西から直進してきたZ車の左側面部に自車前部を衝突させた。

なお、被告Y1は本件事故当時呼気1リットル当たり0・5ミリグラムのアルコールを含有する状態で被告車を運転しており、さらに本件事故後Zに対する救護措置を講ぜず、警察に対する報告も行わずに逃走した。

また、被告Y3は、本件事故前に被告Y1と一緒にスナックで飲酒し、本件事故当時、被告車に同乗していた。

・ 自賠法3条

被告Y2は、被告車の所有者である。

3 結果

本件事故により、Zは脳挫傷の傷害を負い、平成8年7月16日午前4時29分ころ、大阪府立泉州救急センターで死亡した。

4 損害の填補

被告車に付されていた自賠責保険の保険会社から、原告X1及び原告X2に対し、3000万円が支払われた。

5 相続等

X1及びX2は、Zの父母で、法定相続人である（相続分各2分の1）。

X3及びX4はZの兄であり、X5はZの妹である（甲2）。

三 争点とこれに対する当事者の主張

1 争点1（被告Y3の不法行為の成否）

（原告らの主張）

被告Y3は被告Y1のもと上司であり、被告Y1と共に飲酒した上自らを自宅に送らせるために被告車を運転させ、その結果、同被告が本件事故を惹起したものであるから、被告Y3の行為と被告Y1の不法行為との間には因果関係があり、共同不法行為が成立する。

（被告Y3の主張）

本件事故は被告Y1の赤信号無視に起因するものであり、被告Y3が被告Y1と一緒に飲酒し、被告車に同乗していたことと本件事故との間には因果関係がなく、被告Y3の行為は不法行為に該当しない。

2 争点2（損害額）

（原告らの主張）

別紙1のとおりである。

Zは、本件事故当時高校2年生であったが、大学進学の高蓋然性が極めて高く、大卒男子の平均賃金を逸失利益算定の基礎収入として用いるべきである。

また、逸失利益算出の際に控除する中間利息の利率は、損害の公平な分担の理念から1パーセントとして計算すべきである。

(被告Y1及びY2の主張)

Zの大学進学の高蓋然性は極めて高いとまではいえず、高卒男子の平均賃金を基礎収入として用いるべきである。仮にZの大学進学を前提とするとしても、大学進学費用として少なくとも413万円を控除すべきである。

中間利息の利率は、民事法定利息が年5パーセントとされていることとの均衡から年5パーセントを用いるべきである。

第三 争点に対する判断

一 争点1 (被告Y3の不法行為の成否) について

1 甲4ないし14, 48, 56ないし60 (枝番があるものは枝番を含む。) 及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実が認められる。

被告Y3は、被告Y1の職場の元上司で、被告Y1は、Y3の在職中個人的に世話になっており、Y3が平成7年秋に退職した後も交際を続けていた。

被告Y1は、被告Y3から従前飲みに行こうと誘われていたことから、本件事故の前日である平成8年7月13日午後7時ころ被告Y3に電話をかけ、「暇ですか。今日僕時間あいてますから飲みに行きませんか」と誘った。被告Y3は、その5ないし10分後に被告Y1に電話をかけ、「飲みに行こか。迎えに来て」と依頼した。なお、被告Y3は運転免許を持っていない。

そこで、被告Y1は同日午後8時ころ、被告車を運転してY3宅に赴き、Y3を助手席に乗せて、岸和田市内のス

ナックに行った。被告Y1と被告Y3は、そのスナックで、二人でビール8本を飲み、被告Y1はさらに中国酒を2杯飲んだ。

被告Y1と被告Y3は、翌7月14日午前0時ころスナックを出た。なおスナックにおける約2万円の飲食代の支払は、被告Y1がした。

被告Y3は被告Y1に対し、「大丈夫か」と尋ねたところ、被告Y1は、「いける、いける」と答えたので、被告Y3はタクシー代を所持していないこともあって、被告Y1に自宅まで送ってもらうことにし、被告Y1は被告車の運転席に、被告Y3は助手席にそれぞれ乗車した。

被告Y1は運転中に気分が悪くなり、「しんどい」と言ったため、被告Y3は「大丈夫か、わしタクシー拾って帰るから」と言ったが、被告Y1は「大丈夫です。送って帰るから」と答えて運転を続けた。本件交差点の停止線約38・9メートル手前で被告Y1は、対面信号が赤であることを認めたが、早く被告Y3をY3宅まで送ってしまおうと考えたため、赤信号をあえて無視して若干減速しただけで、本件交差点に時速約50キロメートルで進入し、本件事故を惹き起こした。

被告Y1は、本件事故後、被害者が重傷を負っているかもしれないとの認識を持ちながら、停止することなく加速して運転を続け、現場から逃走し、現場から約1・5キロメートル離れたY3の会社の作業場に被告車を停車させた。そこで、被告Y1と被告Y3が下車して被告車を点検したところ、被告車の左前部が破損しており、配線が垂れ下がっていたが、被告Y1は、警察官に怪しまれることを恐れて配線を引きちぎった。さらに、被告Y1は、「警察に行くわ」と言ったが、被告Y3は「まあもう少し落ち着いて。今日は泊まっていき」と述べた。

その後、被告Y1は、Y3宅の電話を借りて、家に電話をしてから、帰宅の途につき、その途中で警察官に発見された。

被告Y3は、被告Y1を帰らせた後、寝ていたところ、来訪した警察官によって起こされ、警察に出頭した。

被告Y3は昭和23年6月17日生まれで本件事故当時48歳であり、本件事故当時は運転免許を有していなかったものの、かつて運転免許を有していた経験はある。

- 2 被告Y3は、被告Y1の元上司であり、年齢も20歳も被告Y1より上である。このように被告Y3は立場上、被告Y1の飲酒運転を戒めるべき立場にあるにもかかわらず、かえって飲酒するためにスナックに行くことが分かっているながら、被告Y1に自宅まで被告車で迎えに来させ、さらに帰路も被告Y1が相当飲酒していることを承知しながら、安易に被告Y1に被告車を運転させて自宅まで送らせている。そもそも、被告Y3はタクシー代すら所持せずに飲み出かけており、飲酒後も被告Y1に飲酒運転をさせて送らせることを予定していたとも考えられる。

そして、被告Y1が運転中気分が悪くなり「しんどい」と言っているのに、「大丈夫か、わしタクシー拾って帰るから」と言っただけで結局被告Y1に運転を続けさせ、本件事故を惹起させた。

さらに、本件事故発生後も、被告Y3は被告Y1が事故現場から逃走することを止めず、かえって被告Y1が「警察に行くわ」と言っているのを引き留めるような言動を取り、被告Y1が再び飲酒運転をして帰路に着くことを制止してもいない。本来であれば、被告Y1は被告Y3を自宅に送る途中で本件事故を惹起したのであるから、被告Y1が事故後動揺していたのであれば、被告Y3が救急車を呼んだり、警察に通報したりするべきであるともいえるのに、

被告Y3は全くこれに反した行動をとっている。被告Y3は被告Y1が帰った後、そのまま就寝しており、責任感の欠如は著しい。

被告Y3は、かつて運転免許を有しており、飲酒運転が違法であることや交通事故を起こした場合運転者には被害者の救護義務や警察に対する報告義務が課せられていることは当然承知していたと考えられる。なお、これらのことは運転免許を有していない者にとっても、常識の範疇である。

以上のとおり、被告Y3の行動は、常識のある社会人に期待される範囲を著しく逸脱しているといわざるを得ない。

特に、被告Y3が、被告Y1が飲酒していることを承知しながら、元上司という立場を利用して同被告に被告車を運転させて自宅まで送らせようとしたために、本件事故が発生したものと評価することができる。

よって、被告Y3の行為は、Zに対する不法行為に該当し、被告Y3は被告Y1と共同不法行為責任を負うと認められる。

二 争点2（損害額）について

1 中間利息控除の利率（甲17～22、弁論の全趣旨）

原告らは、中間利息控除の利率について1パーセントを、被告Y1及びY2は5パーセントを用いるべきであるとそれぞれ主張する。

たしかに、近時の公定歩合や市場金利は、非常に低い水準で推移しており、平成9年ころからは郵便局の定額貯金や銀行の定期預金の利率は年1パーセントを下回る状況が続いている。このような状況は当分解消される見込みが乏しいことは原告らの主張どおりであると考えられる。

しかしながら、第2次世界大戦後平成時代に入るまでは我が国の市場金利は概ね年5ないし6パーセントで推移し

ていたのであって、昭和48年及び昭和55年には郵便局の定額貯金の利率でさえ年8パーセントに設定されていた。

このような市場金利の長期的な動向に鑑みると、短期的にはともかく、本件のように逸失利益の算出期間がほぼ半世紀にわたるような場合には、現在の低金利を前提に中間利息控除の利率を定めることは適切とはいえない。むしろ過去の金利の動向に照らせば、最近の低金利こそ異常事態であって年5パーセント程度の利率が通常であるということもでき、長期的には中間利息の控除に際して年5パーセントの利率を採用することがなお相当と認められる。

2 Zの大学進学可能性（甲51，55。枝番を含む。）

本件事故当時Zは、私立〇〇高等学校特進コース（大学進学希望者のためのコース）第2学年に在籍していた。特進コースの生徒は、Zが在学していた学年では90名中81名が現役又は一浪後大学に進学している。

Zの学業成績は、1年生のときはクラスで46人中41番であり、2年生の1学期は38番であり、大学入試に必要なと考えられる学科については1年次の成績は英語のオールが5段階評価で4であるほかは2か3であって、必ずしも良好とはいいがたい。

以上のZの成績に照らすと、Zが大学に進学した可能性はないとはいえないが、必ずしもその蓋然性が高いまでは認めることができない。

したがって、Zの逸失利益の算出にあたっては、基礎収入としては高卒男子の全年齢平均賃金を用い、就労の始期は18歳とするのが相当である。なお、平均賃金は事故時ではなく、Zが死亡しなければ高校を卒業し、就労を開始したと考えられる平成10年のものを用いる。

3 以上を前提に、被告らの賠償額を算定すると別紙2「裁判所の認定した損害額」記載のとおりと認められる。なお、

上記以外の認定に用いた証拠（いずれも枝番を含む。）及び認定の理由は同別紙に注記したとおりである（いずれも枝番を含む。）。

大阪地方裁判所第15民事部

裁 判 官 平 野 哲 郎

別紙1

原告の請求する損害額

Zの損害

治療費	25,350	
逸失利益	116,926,116	*1
慰謝料	30,000,000	
車両損害	180,000	
合計	147,131,466	

*1 基礎収入 6,877,400円/年

平成9年大卒男子労働者全年齢平均賃金

生活費控除率 0.5

就労可能年数 45年（就労の始期22歳，就労の終期67歳）

ライプニッツ係数（年1パーセントの割合による係数）

67年－16年＝51年に対応するライプニッツ係数 39.798

22年－16年＝6年に対応するライプニッツ係数 5.795

逸失利益の算出

$6,877,400 \times (1-0.5) \times (39.798-5.795) = 116,926,116$ 円

X1及び麗子の損害合計（Zの損害の相続分を含む。）

Zの損害の相続分	147,131,466
葬儀関連費用	14,882,002

慰謝料	16,000,000	* 2
確定遅延損害金	2,837,805	
小計	180,851,273	
既払額	30,000,000	
既払額控除後の額	150,851,273	
弁護士費用	8,000,000	
損害合計	158,851,273	

* 2 既払額3000万円に対する本件事故日から支払日（平成10年6月4日）までの確定遅延損害金
 $(30,000,000 \times 0.05) \times (171/366 + 520/365) \doteq 2,837,805$ 円
 （1円未満切捨）

X1及びX2それぞれの請求額

$A \div 2 \doteq 79,425,636$ 円（1円未満切捨）

遅延損害金は、確定遅延損害金を除く残額に対して請求する。

X3, X4, X5の損害

各慰謝料 100万円

各弁護士費用 10万円

合 計 110万円

別紙2

裁判所の認定した損害額

Zの損害

治療費	25,350	* 1
逸失利益	43,578,389	
慰謝料	17,000,000	* 2
車両損害	150,000	* 3
合計	60,753,739	* 4

* 1 甲27～30

* 2 基礎収入 5,288,800円/年

平成10年高卒男子労働者全年齢平均賃金

生活費控除率 0.5

就労可能年数 49年（就労の始期18歳，就労の終期67歳）

ライブニッツ係数（年5パーセントの割合による係数）

67年－16年＝51年に対応するライブニッツ係数 18.3389

18年－16年＝2年に対応するライブニッツ係数 1.8594

逸失利益の算出

$5,288,800 \times (1-0.5) \times (18.3389-1.8594) \approx 43,578,389$ 円
（1円未満切捨）

* 3 被告Y1が酒気帯び運転をしていたこと、事故態様が被告Y1の赤信号無視による一方的な過失によるものであること、被告Y1に救護義務違反があることから1700万円を相当と認める。

* 4 Z車の中古車価格（甲54）

X1及びX2の損害合計（Zの損害の相続分を含む。）

Zの損害の相続分	60,753,739	
葬儀関連費用	1,200,000	* 5
慰謝料	8,000,000	* 6
確定遅延損害金	2,837,805	* 7
小計	72,791,544	
既払額	30,000,000	* 8
既払額控除後の額	42,791,544	
弁護士費用	4,000,000	* 9
損害合計	46,791,544	A

* 5 本件事故と相当因果関係のある葬儀関連費用として120万円を相当と認める。

* 6 X1が経営するガソリンスタンドの後継者になることも期待していたZを本件事故で失ったX1及びX2の悲嘆は察するにあまりあり、その精神的苦痛を慰謝するには各400万円が相当と認められる（甲49、52、53、原告X1本人尋問）。

- * 7 別紙1「原告の請求する損害額」*2のとおり
- * 8 弁論の全趣旨（被告Y2及び被告Y1の間では争いが無い。）
- * 9 既払額控除後の損害額に照らして相当と認められる弁護士費用は、各200万円である。

X1及びX2それぞれの損害額

$$A \div 2 = 23,395,772 \text{ 円}$$

（確定遅延損害金を控除すると21,976,870円）

X3, X4, X5の損害

各慰謝料 50万円

弟又は兄を本件事故で失ったことによる精神的苦痛を慰謝するには上記金額が相当と認められる（甲49, 52, 53）。

各弁護士費用 5万円

合 計 55万円